

公益社団法人日本複製権センター定款

2012年 4月 1日	制定
2017年 4月 1日	改定
2017年 7月20日	改定
2018年 3月15日	改定
2020年 2月20日	改定
2023年 6月15日	改定
2025年 7月17日	改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本複製権センター（英語名 Japan Reproduction Rights Center）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(従たる事務所)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、著作物の複製及び複製物の公衆への送信に関する権利を保護し、著作物の公正利用の促進を図り、あわせて著作権思想の普及に努め、もって学術及び文化の発展及び普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業
- 二 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業
- 三 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人は次の会員をもって構成する。

- 一 正会員 複製権等を有する者から権利行使の委託を受け複製等の管理を業として行うもの又はその連合体のうち、この法人に当該権利行使の委託をし、かつ、この法人の目的に賛同して入会したもの
 - 二 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するもの
- 2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員は、会員権を行使する代表者（以下「代表者」という。）を定めて、届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の会員は、別に定める会費規程に基づき、入会金と年会費を支払う義務を負う。

- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき、又は破産の宣告を受けたとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき
- 四 3年間以上前条の会費を滞納したとき
- 五 除名されたとき
- 六 総社員の同意があったとき

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決を経て、代表理事がこれを除名することができる。この場合、社員総会で議決する前に社員総会の場におい

て、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の定款又は規則に違反する行為があったとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
- 三 この法人の会員としての義務に違反したとき
- 四 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次に掲げる事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額の決定
- 三 定款の変更
- 四 事業報告及び決算報告の承認
- 五 会員の除名
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会において開催の決議が行なわれたとき
- 二 社員の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集が請求されたとき

4 前項第二号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て社員総会を招集することができる。

- 一 請求後遅滞なく招集の手続が行なわれない場合
- 二 請求のあった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第15条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、開催日の2週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は代表理事とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、社員の3分の2以上の者が出席しなければ、開催することはできない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の3分の2以上であって、その議決権の4分の3以上の多数を以って行なう。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(会員への通知)

第22条 社員総会の議事の要領及び議決した事項は、社員全員に通知する。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席者の代表2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第24条 この法人には、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上20名以内
 - 二 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。また、1名を副理事長に、3名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事（法人法第91条第1項第2号の理事をいう。）とする。
 - 4 常務理事以外の理事を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会で選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事のうち5名以内は、学識経験者のうちから選任する。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する

- 2 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人を代表する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を総括する。
- 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- 二 この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること
- 三 理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること
- 四 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること
- 五 前項の報告をするために必要があると認めるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、理事会を招集すること
- 六 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- 七 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- 八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第28条 この法人の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により選任された役員任期は、他の在任役員任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、第24条第1項で定めた役員定数が欠けた場合は、その辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬)

第30条 役員に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実

を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のために行なうこの法人の事業の部類に属する取引
 - 二 自己又は第三者のために行なうこの法人との取引
 - 三 この法人が理事の債務を保証することのほか、理事以外の者との間において行なうこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引を行なった理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は制限)

第32条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第114条第1項の定めにより、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
一 この法人の業務執行の決定
二 理事の職務の執行の監督
三 理事長、副理事長、常務理事及び業務執行理事の選任及び解職
四 管理委託契約約款、使用料規程及び使用料分配規程の制定、変更
五 管理手数料率の制定、変更

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
2 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各役員に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
3 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続をとることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事とする。

(定足数)

第37条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の者が出席しなければ会議を開き議決することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款で別に定める場合を除き、出席理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(委員会)

第42条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、権限及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 移行当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金及び会費

- 三 資産から生じる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第44条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別表のとおり。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の財産は代表理事が管理し、基本財産のうち、現金は理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により代表理事が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第46条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席理事の3分の2以上の決議を経て、社員総会において、社員の3分の2以上であって、その議決権の4分の3以上の議決を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

第47条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、この法人の事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けな

ればならない。

- 一 事業報告書
 - 二 事業報告書の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 監査報告
 - 二 役員の名簿
 - 三 役員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 前二項各号の書類については、毎事業年度終了後3月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第51条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、出席理事の3分の2以上の決議を経て、社員総会において、社員の3分の2以上であって、その議決権の4分の3以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第52条 第46条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法人法第148条第一号及び第二号並びに第四号から第七号までに規定する事由によって解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

（公告の方法）

第57条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

（事務局）

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議を経て代表理事が別に定める。

（書類及び帳簿の備え置き等）

第59条 第50条第2項に基づいて備え置く書類のほか、以下の書類及び帳簿をこの法人の事務所に備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- 一 資産台帳及び負債台帳
 - 二 収支計算書
 - 三 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- 2 前項の書類は5年間保存しなければならない。

（細則）

第60条 この定款の施行の細則については、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

<別表> 基本財産（第44条関係）

財産種別	金額
銀行預金	2,000万円